



埼玉県報

第 2962 号
平成 29 年(2017 年)
12 月 19 日
火曜日

目次

告示

- 越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書の縦覧（環境政策課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 金屋土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 東松山都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 坂戸都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 桶川市上日出谷南特定土地地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 29 年度 12・1 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 県立病院の灯油（平成 29 年度 2・3 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 平成 29 年 12 月 1 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千三百三十八号

越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書の計画等策定者の氏名及び住所等について公告し、及び当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 計画等策定者の氏名及び住所

イ 氏名

越谷市長 高橋 努

ロ 住所

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号

二 対象計画等の名称及び種類

イ 名称

越谷荻島地域整備基本構想

ロ 種類

複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）

三 縦覧期間

平成二十九年十二月十九日（火）から平成三十年一月十九日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日並びに十二月二十九日から一月三日までの日を除く。）

四 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県越谷環境管理事務所

越谷市都市計画課

越谷市情報公開センター

越谷市環境政策課

越谷市荻島地区センター

さいたま市岩槻区役所

さいたま市緑区役所

川口市環境総務課

川口市戸塚環境センター

五 意見書の提出

当該計画書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、計画等策定者に対し、環境への配慮に関する意見書を提出することができる。

イ 提出期間

平成二十九年十二月十九日（火）から平成三十年一月十九日（金）まで

ロ 提出先

越谷市都市計画課

告 示

埼玉県告示第千三百三十九号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百四十号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千三百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア クロスプラザ坂戸

埼玉県坂戸市日の出町二百五十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) ユニバーサルデザインの「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方に沿い、障害者等関連団体の意見を反映した施設整備に取り組んでください。具体例として、一階に車椅子専用駐車場が設定されていますが、車の出入口付近であるため、駐車位置から店舗入口までの導線上に車両の往来が見込まれる作りになっていると思われる。これについて、障害者等の意見は反映されていますか。

(2) 周辺道路の渋滞対策を講じてください。店舗への出入に際しては円滑な交通誘導をお願いします。また、誘導案内看板等を設置するなど適切な対応をお願いします。

(3) 交通協議や地元説明会で出された意見や要望について積極的に取り入れ対応してください。開店後においても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場合には、速やかに関係機関と協議するとともに適切な対策を講じてください。

(4) 児童生徒の登下校時の安全確保、対策を講じてください。

(5) 埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」を遵守し地元商業団体との連携や商工会への加入を検討してください。

二 縦覧期間

平成二十九年十二月十九日から平成三十年一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第千三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
金屋土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
	理事	田島敏包	埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百七十七番地六
	同	大塚富雄	同 児玉町八幡山二百十七番地
	同	倉林聖三	同 児玉町金屋七十七番地
	同	倉林豊	同 百八十番地
	同	倉野内昇	同 六百十四番地二
	同	田中守	同 児玉町長沖百六十七番地
	同	小峯明典	同 児玉町飯倉七百二十番地
	同	堀越清	同 児玉町宮内百五十六番地
	同	奥原多喜夫	同 児玉町塩谷二百六十八番地二
	同	荻野和弘	同 児玉町田端二百七十一番地二
	同	田中金正	同 三百三十番地一
	同	鳥澤勉	同 児玉町保木野三百二十一番地
	同	笠原廣吉	同 児玉町秋山二千八百一番地
	同	間正始	同 児玉町小平千六百七十三番地一
	同	清水義雄	同 同 百七十五番地
	同	新居榮一	同 児玉町河内千六十二番地
	同	須藤弘巳	同 児玉郡神川町大字新里千二十七番地
	監事	倉林利昌	同 本庄市児玉町金屋四百二十五番地
	同	杉山光雄	同 児玉町塩谷六百四十九番地
	同	荻野栄次	同 児玉町保木野三百六番地一
二 退任	職名	氏名	住所
	理事	田島敏包	埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百七十七番地六
	同	大澤信吉	同 児玉町八幡山三百六十一番地
	同	倉林聖三	同 児玉町金屋七十七番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
荻野榮次	杉山利雄	倉林利昌	榑豐彦	岩崎則一	清水義雄	間正始	笠原廣吉	鳥澤勉	田村哲夫	荻野和弘	野村和男	市川忠三	福島秀雄	田中守	倉野内昇	倉林豐	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	本庄市	児玉郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
児玉町保木野三百六番地一	児玉町塩谷五百三十九番地	児玉町金屋四百二十五番地	児玉町神川大字八日市二千五百五十八番地	児玉町元田六十番地	同	児玉町小平千六百七十三番地一	児玉町秋山二千八百一番地	児玉町保木野三百二十一番地	同	児玉町田端二百七十一番地二	児玉町塩谷六百五十四番地	児玉町宮内百七十八番地一	児玉町飯倉七百四十六番地一	児玉町長沖百六十七番地	同	同	
					百七十五番地				三百五十九番地二					六百十四番地二		百八十番地	

告 示

埼玉県告示第千三百四十三号

東松山市から東松山都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百四十四号

平成二十九年十一月二十四日付け埼玉県告示第千二百四十五号で告示した坂戸都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百四十五号

平成二十九年十一月二十四日付け埼玉県告示第千二百四十六号で告示した坂戸都市計画下水道に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百四十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字原新田、字宮、字弥勒の各一部、大字下日出谷字高井及び西の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

五 設立認可の年月日

昭和六十二年七月十四日

六 変更認可の年月日

平成二十九年十二月十九日

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

認定番号	H二十九 川建セ認 定第八号
認定年月日	平成二十九年 十二月十二日
対象区域	埼玉県和光市広沢四千八百二十三―八、四千八百二十三―二十四、四千八百二十三―二十五、四千八百二十三―二十七、四千八百二十三―三十四、四千八百二十三―三十五、四千八百二十三―三十六、四千八百二十三―三十七、四千八百二十三―三十八、四千八百二十三―三十九、四千八百六十六―一、四千八百六十六―二
公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所	埼玉県川越建築安全センター

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年十二月十二日

指令越建セ第二九〇〇〇二三号

二 検査済証番号

平成二十九年十二月十四日

越建セ第二九八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字沖後千五百十番五、千五百十二番一、千五百十三番一、千五百十四番一、千五百十四番三、千五百十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸千五百十四番地三

土屋 寛芳

医療法人社団 寛芳会 理事長 土屋 寛芳

告 示

埼玉県病院事業告示第三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 124,200リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 11 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イハシ
埼玉県越谷市流通団地 1 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
69.984 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 29 年 11 月 6 日

告 示

埼玉県病院事業告示第三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成29年度2・3月分）

JIS 1号 130,100リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年2月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 松丸・石井
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成30年1月23日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年1月22日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成30年1月23日 午後2時10分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成30年1月10日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 130,100ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. January 23, 2018 (Bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m. January 22, 2018)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県選挙管告示第七十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十九年十二月二十一日 午後四時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

告示

埼玉県選管告示第七十一号

平成二十九年十二月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、一七三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六三、五七六八

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六八、三〇八人
南第二区 川口市	一四六、五六八人
南第三区 さいたま市西区	二四、六二〇人
南第四区 さいたま市北区	四〇、二七五人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、四五六八人
南第六区 さいたま市見沼区	四四、七五四人
南第七区 さいたま市中央区	二七、五一八八人
南第八区 さいたま市桜区	二六、三九二八人
南第九区 さいたま市浦和区	四三、七九九八人
南第十区 さいたま市南区	五〇、六八四八人

南第十一区	さいたま市緑区	三三、一八九人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三九一人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、六一二人
南第十四区	桶川市	二一、二三〇人
南第十五区	北本市	一九、二三九人
南第十六区	鴻巣市	三三、五八六人
南第十七区	志木市	二〇、七九八人
南第十八区	新座市	四五、四七七人
南第十九区	蕨市	一九、九七七人
南第二十区	戸田市	三六、一五八人
南第二十一区	朝霞市	三七、五二七人
南第二十二区	和光市	二二、一九六人
西第一区	所沢市	九六、四七一人
西第二区	入間市	四一、六九四人
西第三区	飯能市	二二、九一六人
西第四区	狭山市	四三、三五一人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、七一五人
西第六区	富士見市	三〇、五八七人
西第七区	川越市	九七、三〇九人
西第八区	日高市	一五、七二二人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、四九六人
西第十区	坂戸市	二七、八八五人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、五一四人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、七〇三人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、三九一人
北第一区	秩父市	一八、〇七二人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、六七三人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三四、〇七九人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、八三五人
北第五区	熊谷市	五五、八四〇人
東第一区	行田市	二三、二三八人
東第二区	羽生市	一五、四四五人
東第三区	加須市	三一、九八一人
東第四区	久喜市	四三、五〇九人

東第五区	蓮田市	一七、六八七人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三九六人
東第七区	春日部市	六六、八六九人
東第八区	越谷市	九三、八四二人
東第九区	八潮市	二四、一一六人
東第十区	三郷市	三八、四八九人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、七三〇人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、六七八人